

## “独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島 20 問”」について

塚本 孝

2014 年の竹島の日の前日 2 月 21 日に「獨島を日本に知らせる運動連帯（独島連）」会長ペサムジュン（裴三俊）氏の一行が島根県庁を訪れ、県職員に「島根県知事に対する質問書“独島 20 問”」を手交した。しかし、島根県としてこの質問書に回答することは行われなかった。それは、裴氏が松江地方裁判所に島根県の竹島の日条例の無効確認を求める訴状を提出したこと（質問書には仮に裁判が始まった場合その中で争われるべき内容が含まれる）に因ると思われる。

他方、ペサムジュン氏は、関係文書の中で「“独島 20 問”はすべて日本側も認めるしかない信憑性がある史実で作成したもので、独島領有権に対する韓国人の普遍的な認識を独島連が代理して質問したものです。日本は上記の質問のすべてに対して“NO”とは言えないはずです。」としている。一般に、問題解決の第一歩は、相手方の主張を知ることである。このため、（島根県としての回答が行われなくても、）“韓国人の普遍的な認識”であるという“独島 20 問”の内容を紹介し、問いの形式をとる各主張がすべて“信憑性がある史実”であるかどうかを検討しておくことは、意味があると考えられる。

本稿は、如上の観点から、竹島問題研究会の一メンバーの立場で“独島 20 問”を検討するものである。“独島 20 問”は、「A. 竹島渡海免許について」というリード文に続く質問 1-12 と、「B. 独島編入について」という見出しに続く質問 13-20 に大別されている。以下、A のリード文（前置き）を検討し、次いで各質問を番号順に検討する。

### A. 竹島渡海免許について

①日本は鬱陵島渡海免許発給を例に挙げ当時の鬱陸島、独島はすべて日本領であったが 1696.1. 竹島渡海禁止令以後は独島だけが日本領で残ることになったので独島は日本の領土だという主張についての質問（日本は 17 世紀から②19 世紀まで鬱陵島は竹島、独島は松島と呼んで、そのあとから鬱陵島を松島、独島は竹島に変えて呼んだが、韓国は鬱陵島は昔から同じく、独島は 20 世紀からの名前で③それまでは于山島と呼んでいた。以下、各島の名称は同区分に従う。） \* 下線筆者

下線部①は、外務省のホームページにある次のような記述を指しているものと思われる<sup>1</sup>。

1. 1618 年(注)、鳥取藩伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛は、同藩主を通じて幕府から鬱陵島(当時の日本名「竹島」)への渡海免許を受けました。これ以降、両家は交替で毎年 1 回鬱陵島に渡海し、あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採等に従事しました。(注)1625 年との説もあります。
2. 両家は、将軍家の葵の紋を打ち出した船印をたてて鬱陵島で漁獵に従事し、採取したあわびについては将軍家等に献上するのを常としており、いわば同島の独占的経営を幕府公認で行っていました。
3. この間、隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島は、航行の目標として、途中の船がかり(停泊地)として、また、あしかやあわびの漁獲の好地として自然に利用されるようになりました。

<sup>1</sup> 外務省HP「竹島問題の概要」>竹島の領有」<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g\\_ryoyu.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_ryoyu.html)>

4. こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。
5. なお、当時、幕府が鬱陵島や竹島を外国領であると認識していたのであれば、鎖国令を発して日本人の海外への渡航を禁止した1635年には、これらの島に対する渡海を禁じていたはずですが、そのような措置はなされませんでした。

Aの冒頭に「日本は」とあるが、日本では各自が自分で物事を考え自由に意見を述べるので、多様な見解が存在する。国民も学界もみな外務省と同じ考えだというわけではないし、我々は外務省の見解を説明する立場にない。ただし、外務省は、1954年2月10日付けで韓国政府に送った政府見解の中で、「近代国際法上領土取得の要件は、国家としての領有の意思、その意思の公示、適当な支配権力の確立である。しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時あっては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる。」としたことがある<sup>2</sup>。上記外務省のホームページにある記述は、この1954年2月の政府見解に立脚した議論であろうと思われる。このことについては、質問13で検討する。

下線部②について、19世紀に日本では鬱陵島を竹島と呼び今日の竹島（韓国でいう独島）を松島と称したというのは、正確ではない。日本は、19世紀半ばに開国という大きな転機を迎えた。1853年に日米和親条約が結ばれ、この前後から西洋の文物・知識が以前とは比べ物にならない規模で日本に流入することになる。1868年の明治維新以降は、政治体制から衣服まで大きく変化した。一方、欧米では鬱陵島をダジュレ、マツシマなどと呼んでいた（「竹島」は、西洋の地図では、鬱陵島と朝鮮半島との間にあると考えられていたアーゴノート島の別名とされていた）。そのため、西洋の知識偏重の時代背景のなか、日本でも鬱陵島を松島とする地図が作られるようになる。幕末の山路諧孝『重訂萬國全圖』（1855）、勝海舟『大日本國沿海略圖』（1867）などである。明治に入ってから海軍水路部作成の海図においても鬱陵島が松島とされた。鬱陵島を竹島と呼ぶことも島根県を中心にして継続したものの、19世紀の後半においては、「松島」は、鬱陵島を指すことが一般的であった。

下線部③について、「于山島」は、今日の竹島（韓国でいう独島）ではないというのが史実である。世宗実録地理志、新增東国輿地勝覧に言及のある于山、于山島は、鬱陵島の別名であるか又は架空の島である。世宗実録地理志、新增東国輿地勝覧の記事の内容は、鬱陵島に関する記述に終始している。新增東国輿地勝覧の八道総図は、朝鮮半島と鬱陵島の間に于山島を描くが、そのような場所に島はない。17世紀末の元禄竹島一件（韓国でいう鬱陵島争界）以降朝鮮の官吏が鬱陵島を巡回するようになり鬱陵島の知識が増えた後于山島を鬱陵島の東側に描く地図も作製されるようになるが、この于山島は、鬱陵島東沖合2kmにある小島（現在の韓国名竹島）である。古地図でなく学部編輯局発行の『大韓全圖』（1899）においてさえ、そこに描かれた「于山」は当該小島である。日本には日本人の活動、実地の知見に基づく今日の竹島の詳細な絵図があるが<sup>3</sup>、韓国にはこの島（韓国でいう独島）を描いた地図も、韓国の人がこの島で活動をした

<sup>2</sup> 「竹島に関する1953年9月9日付韓国政府の見解に対する日本国政府の反駁」1954年2月10日、外務省『海外調査月報』4-11 (1954.11) pp.67-71.

<sup>3</sup> 例えば、鳥取県立博物館所蔵「竹嶋之図」(1724) <[http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04\\_01/takeshima04d.data/8442-02.pdf](http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04_01/takeshima04d.data/8442-02.pdf)>

記録も（赴いた記録さえ）ない。

**質問 1**： 1530 年朝鮮の新增東国輿地勝覽で“鬱陵と于山は二つの島だが同じ一つの島だ”とした朝鮮史料の他に日本米子住民の①大谷家門の 1659 年と 1660 年の文書に“竹島内の松島”、“竹島の前の松島”などの文句があることと 1870 年日本外務省の朝鮮実態報告書である②朝鮮国交際始末内探書に竹島と松島は朝鮮の付属に決定されたとの記述があること。また 1878 年武藤平学が松島開拓之議を提出したことに對し③外務省は松島は我が国の人達が付けた名称で実は朝鮮鬱陵島の付属島だと言って却下したとの史料が存在するという事は日本も独島が鬱陵島の付属島であるとの認識があったとする証拠ではないのか？

下線部①について、“竹島内の松島”とある文書というのは、1660（万治 3）年 9 月 5 日付けの阿部四郎五郎家来亀山庄左衛門発大屋九右衛門（勝實）宛て書簡に「将又来年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈ニ御座候旨先年四郎五郎御老中様へ得内意申候」とあることなど、また、“竹島の前の松島”とある文書というのは、1659（万治 2）年 6 月 22 日の亀山庄左衛門発大屋九右衛門勝實宛書簡に「然者竹嶋近所松嶋渡舟之儀被仰越候…」とあることなどを指すのであろう<sup>4</sup>。

1660 年の亀山書簡（「…また、来年から竹島の内松島へあなたの舟が行く予定であることにつき昨年四郎五郎がご老中さまから内意を得ました」の意）は、すでに幕府から渡海を許されていた鬱陵島とは別に、現在の竹島に対しても 1661 から大谷家の船が幕府の許諾の下で渡海するということである。「竹島の内松島」というのは、同一人物の同時期・同一主題に関する書簡である 1659 年の亀山書簡（「さて、竹島近くの松島へ舟を渡したいと言ってこられた件…」の意）にある「竹嶋近所松嶋」と同義、すなわち、竹島（鬱陵島）を目指して日本から渡航する際、松島がその手前にあるという認識を示すものである。これは、松島の地理的な位置の認識である。もし、位置の認識を越えて、質問にあるように「付属島であるとの認識」を示すとすれば、すでに竹島（鬱陵島）について渡海許可を得ていることと齟齬をきたす。“主島”の許可に“付属島”への渡海が包含されるはずだからである。1659 年、1660 年の亀山書簡は、松島が竹島の付属島であることの証拠ではなく、むしろ、松島について竹島とは別に渡海を願い出て、許可を得たこと、松島渡海が竹島渡海と並んで幕府公認の下で行われたことの証拠として重要な史料である。

なお、17 世紀末の元禄竹島一件（韓国でいう鬱陵島争界）の後も、日本において竹島（鬱陵島）と松島（今日の竹島）を区別して、松島が日本に属するという認識を示す史料がある。例えば、18 世紀後半（宝暦年間）の『竹島図説』に「隠岐国松島ノ西島ヨリ海上道規凡四十里許リ北方ニ一島アリ名テ竹島ト曰フ」「米子ヨリ出雲へ出隠岐ノ松島ヲ歴テ竹島ニ至ルナリ」とある、1801（享和 1）年の『長生竹島記』に「松前行に不量大風に被吹出し時はこれぞ聞伝ふ松島哉と遠見す 本朝西海のはて也」とある、1836（天保 7）年の八右衛門の裁判記録に「最寄松嶋え渡海の名目を以竹嶋え渡り」とあるなどである<sup>5</sup>。

下線部②について、1870 年日本外務省の朝鮮実態報告書である朝鮮国交際始末内探書に竹島

<sup>4</sup> 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院 1966, p.74, 81. 大谷文子『大谷家古文書』（1984, p.48）は「近前」とする。

<sup>5</sup> 『竹島図説』は国立公文書館内閣文庫の写本、『長生竹島記』は、例えば島根県立図書館所蔵の県史編纂委員会による写本、八右衛門の裁判記録は、国立国会図書館所蔵『無宿狩込一件』旧幕引継書

と松島は朝鮮の付属に決定されたとの記述があるというのは、事実と反する。

外務省出仕佐田伯茅らは、朝鮮通信使の由来、対馬藩の歳遣船などの調査事項について対馬と釜山近郊の倭館に出張して情報収集した。ところが、出張報告に当る朝鮮国交際始末内探書には、その末尾に、外務省が起案し太政官の決裁を受けた「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」に掲げられた調査事項にない調査事項「竹島松島朝鮮付属ニ相成候始末」が掲げられている。調査事項の決定後、誰かがこの事項についても調査してくるよう佐田らに伝えたものと思われるが、その事情に関する記録はまだ見つかっていない。しかし、佐田らの報告には、「此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之」「竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候処当時ハ以前ノ如ク無人ト相成」云々とある<sup>6</sup>。つまり、誰かに“竹島松島が朝鮮付属になった始末”についても調べてくるよう頼まれたものの、調査結果は、“竹島については元禄の後しばらくは朝鮮から居留民を派遣していたが今は元のように無人島になっている”、“松島については掲載した書留がない”というものであった。質問 4 への検討でみるように、17 世紀末の鬱陵島出漁をめぐる外交交渉（元禄竹島一件、鬱陵島争界）では今日の竹島（韓国でいう独島）は一切、交渉の対象になっていないので、出張して調査しても記録がなかったのは当然である。

下線部③について、外務省が松島は我が国の人達が付けた名称で実は朝鮮鬱陵島の付属島だと言って却下したとの史料が存在するというのも、事実と反する。

第一に、武藤平学の“松島開拓之議”（1876 年 7 月提出）にいう松島は、鬱陵島である。この建議には「幅数百間ナル瀑水アレハ平地ノ所ニ田畑ヲ設ケ耕作スルニ便ナルベシ……本島ハ松樹鬱々トシテ常ニ深緑ヲ呈シ」云々とある。今日の竹島（韓国でいう独島）には川も耕地も樹木もない。前記 A の下線部②について述べたように、19 世紀後半には、西洋の地図に影響され松島は鬱陵島を指すのが一般的であった。

第二に、松島は我が国の人達が付けた名称で実は朝鮮鬱陵島の付属島云々は、北澤正誠の執筆に係る外務省調書『竹島考證』（1881）にある次の一節を指すものと思われる。「松島巡視要否ノ議 交信局長田邊太一ノ甲云它日開否ノ畧定リテ而後今日視察ノ要否ヲ論スヘシ聞クカ如キハ松島ハ我邦人ノ命セル名ニシテ其実ハ朝鮮蔚陵島ニ属スル于山ナリ蔚陵島ノ朝鮮ニ属スルハ旧政府ノ時一葛藤ヲ生シ文書往復ノ末永ク証テ我有トセサルヲ約シ載テ両国ノ史ニ在リ……乙云開否ノ略ハ視察ノ後ニ非ザレハ定ムル能ワス……丙云英國新聞ニ露国ノ東路ヲ預妨セントテ……」

ここに書いてあるとおり、外務省の田邊太一交信局長は、松島（鬱陵島）の開拓建議に際し、実地調査をする必要があるかを協議する中で、甲という議論もある、乙という議論もある、丙という議論もあると種々の考え方を紹介しているのであって、質問 1 の下線部③にある見解を外務省がとったということではない（このことは「竹島に関する 1959 年 1 月 7 日付韓国政府の見解に対する日本国政府の見解」1962.7.13 において日本政府が指摘済み）。なお、外務省田邊交信局長の見解は、松島は鬱陵島であるとするものであった。武藤平学の建議と同じ 1876 年の 12 月に齋藤七郎兵衛が「松島開島願書並建言」をウラジオストック駐在の貿易事務官瀨脇寿人に出した。瀨脇貿易事務官は、齋藤の建議を取り次ぎ、1877 年 4 月に外務卿・外務大輔に宛てて上申

<sup>6</sup> 「朝鮮国交際始末内探書」は、外務省調査部『大日本外交文書』3 巻、日本国際協会、1938、pp.131-138。「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」は、同書、2 巻、第 3 冊、pp.265-268。

書を提出した。これに対し、田邊太一交信局長は「松島ハ朝鮮ノ鬱陵島ニシテ我版図中ナラス、齊藤某ノ願意ハ許可スルノ権ナキ旨答フベシ」（松島は朝鮮の鬱陵島であり我が国の版図の内ではない。齊藤の願いは許可する権限がない旨回答せよ）と指示した<sup>7</sup>。上述のAの記述下線部②に関して見たように、西洋起源の地図等においてこの当時鬱陵島を松島としていたので、開拓を出願する国民も、判断する外務省も鬱陵島を念頭において松島と称していたということであって、いかなる意味においても今日の竹島（韓国のいう独島）が鬱陵島の附属島嶼だというような話ではない。

なお、質問 1 の冒頭に「新增東国輿地勝覧で“鬱陵と于山は二つの島だが同じ一つの島だ”とした朝鮮史料の他に」とあるが、『新增東国輿地勝覧』の「一説于山鬱陵本一島」という記述が于山島を鬱陵島の付属島嶼であることを示すという主旨であれば、新説であろう。この記述は、文字どおり、「于山と鬱陵は二つの島ではなく本来一つの島だという説もある」という意味であることを前提に、日韓両国政府の見解往復では、一島（日本政府）か二島（韓国政府）かとして争われてきたものである。

**質問 2：** 1614 年対馬藩主である宗義智と朝鮮東萊府使尹守謙間に鬱陵島は朝鮮領なので日本人が竹島に行く行為は海賊行為とみなすとともに朝鮮に入ってくる道は専ら対馬を通ってのみ入ることができるという書契を交わした事実があるがこれを認めるか？

1614 年の出来事は、朝鮮王朝実録の『光海君日記』第 82 卷 1 丁 6 年甲寅 9 月の条に、次のように記されている<sup>8</sup>。「備邊司啓曰 鬱陵島禁止倭奴来去之意 前日禮曹書契中 已為據理回諭矣 今者島倭猶欲来居鬱陵島 又送書契 殊為可駁 本島之屬於我國 在輿地勝覧 或収方物或刷島民 明有典故 將此事節 具載於回答書契之中…」、すなわち、備邊司が王に言うには、日本人が鬱陵島に去来することを禁止する意向は以前禮曹の書契中にすでに理由を示して答えているのに、今般対馬の宗家がなお鬱陵島に居住したいと言っているので、また書契を送り特に反駁すべきである、この島が我が国に属することは輿地勝覧に産物を収めたことや島民を刷出したことが記されており、明らかに根拠があるので、まさに回答書契中につぶさに記載しよう、というのである。この記事にある再度の書契が質問にある尹守謙の書簡で、『朝鮮通交大紀』によれば、尹守謙は、看審磯竹島之説——対馬が磯竹島を看審（光海君日記の記事でいえば来居）しようとする——を非難し、この島は我が国の鬱陵島である、昔から日本と朝鮮国の島は区分されている（自古及今 日本国与我国 海嶠州嶼 各有区别 分限截然）とした上、往来は対馬を通じて行うことになっておりそれ以外は海賊を以て論断する云々（而有往来之事 惟以貴島為一路門戸 此外則便以海賊論断…）と述べているわけである<sup>9</sup>。

以上のことから、対馬の宗家が鬱陵島に対して継続して野心を抱いていたことが知られるのであって、鬱陵島に日本人が行かないことを約束する書契を交わしたわけではない。また、朝鮮と

<sup>7</sup> 北澤正誠「竹島考證 下」（外務省調書、明治 14（1881）年 8 月作成）『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』外務省外交史料館所蔵外交記録 3-8-2-4（第 5 卷）に収録。国立公文書館にある写本の影印本がエム・ティー出版から出ている。

<sup>8</sup> 『朝鮮王朝實録 31』光海君日記鼎足山本(二)、國史編纂委員會 1957, p.338. 光海君日記太白山本(甲寅九月初二日辛亥の条)も「刷逃民」とあるほか同文。『朝鮮王朝實録 28』光海君日記太白山本(三)、國史編纂委員會 1958, p.303.

<sup>9</sup> 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下(1969) p.445-464「七 竹島と鬱陵島——竹島の帰属問題によせて」

の往来——日本と朝鮮との間の人的な往来のほか外交交渉という意味での往来——をもつばら対馬経由とするとの合意は、この時の往復で約定したものではない。

なお、1614年の往復で今日の竹島のことは一切話題に上っていない。朝鮮王朝は今日の竹島について認識さえなかったのであるから、けだし当然である。したがって、質問2は、そもそも今日の竹島の領有権をめぐる問題ではない。

**質問3：** 1620年弥左衛門と仁右衛門父子が密かに鬱陵島に渡海した事実が発覚して江戸幕府が対馬藩主に彼らを捕まえてくるよう指示して処刑した事実があるがこれは外国領にむやみに渡海した罪を問われたからではないか？

『海行摠載』二 所収の「李石門扶桑録」——李石門（李景稷）は1617（元和3、光海君9）年に来日した朝鮮使節の従事官——に、対馬藩の役人柳川調與の言として、調與と執政大炊（土井利勝）が伏見城で会談した際の話が記録されている。曰く、「昔年秀吉在時 有一倭 自願入磯竹島 伐取材木及蘆葦而來 或有大者如篁 秀吉大喜 仍名曰磯竹弥左衛門」「…家康得聞此言 令先自来現云」<sup>10</sup>。すなわち、弥左衛門は、“密かに鬱陵島に渡海した”わけではなく豊臣秀吉の治世下において秀吉承認のもとに磯竹島（鬱陵島）の開発を行っていたものである。その後、徳川幕府が朝鮮との関係の修復を図る過程で、弥左衛門に対する許可が取り消された。ただし、本件に際しても、質問2と同様、今日の竹島が話題に上ったことはなく、今日の竹島の領有権をめぐる問題ではない。

**質問4：** 対馬藩士の著書「竹島紀事」には上記の1620年の処刑事件について当時の対馬藩主の宗義真は「幕府が鬱陵島を（最も日本に近い）伯耆国所属の島と見たならば伯耆国の太守に弥左衛門父子の捕縛を指示したはずなのに対馬藩に指示したのは鬱陵島を朝鮮の島だと考えたからである」と話したという記録があるがこれは当時の日本が鬱陵島は朝鮮に所属していたと考えたことを示す証拠記録ではないか？

『竹嶋紀事』巻1の元禄6年9月の記事に質問にあるような記述がある。ただし、宗義真は、藩主義倫の父である。1693（元禄6）年に伯耆国米子の大谷家が竹島（鬱陵島）から安龍福・朴於屯を“質として”（アワビ漁ができなかった証拠に）連れ帰る事件が起き、幕府は、対朝鮮外交の窓口である対馬藩に、両名の送還と、竹島（鬱陵島）への朝鮮人渡海禁止を求める交渉を行うよう命じた。対馬藩は、長崎で鳥取藩から両名の引き渡しを受け対馬へ護送した。この時、すでに藩主の地位を譲り隠居していた宗義真が、（幕命は竹島への朝鮮人渡海禁止を求める交渉をせよというものであるものの）以前の事例を示して藩主及び藩重役の注意を喚起し、幕府への照会を勧めた。これが質問4の事案である。このとき対馬藩は、幕命に従い交渉を開始する。しかし、藩主が早世し、跡を継いだ幼少の藩主の後見として義真が再び藩政を担うようになった後、義真は、幕府に対し竹島と鬱陵島が同一の島（一島二名）であることを説き、1696（元禄9）年正月の渡海禁止へと進むわけである。同じ『竹嶋紀事』によれば、1695（元禄8）年12月の段階においても老中は対馬藩に、竹島と鬱陵島は本当に一島二名なのか、鬱陵島のほかに島があ

<sup>10</sup> 中村栄孝 同上

ることではないのかと問いただしている。宗義真は、元禄竹島一件（韓国でいう鬱陵島争界）の当初から竹島と鬱陵島が一島二名であることを承知していたかもしれないが、幕府はそうではなかった。しかし、最終的には幕府も竹島への大谷村川家の渡海を禁じた。ただし、元禄竹島一件の対馬藩と朝鮮政府との間の交渉において今日の竹島が話題に上ったことは一度もない。それは、繰り返し指摘しているとおり、朝鮮においては今日の竹島（韓国でいう独島）について領有意識はおろか認識さえ有しなかったからである。したがって、質問 4 のことも竹島をめぐる領有権の問題ではない。

**質問 5：** 日本は歴史的に日本人に対し独島への渡航を許可する免許を発行した事例がないのではないか？

まず、領土紛争の文脈で免許というのは、国民が単に（もっぱら私人の行為として）漁業等を行っていたのではなく政府の許可を得て行っていたという意味である。免許という有体物（免許証、鑑札）を授与するというのではない。上記質問 1 の下線部①について示したとおり、阿部四郎五郎家来亀山庄左衛門の大屋九右衛門（勝實）宛て書簡（1660 年）に「将又来年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈ニ御座候旨先年四郎五郎御老中様へ得内意申候（…また、来年から竹島の内松島へあなたの舟が行く予定であることにつき昨年四郎五郎がご老中さまから内意を得ました）」とあることから、現在の竹島に対しても 1661 からは幕府の許諾の下で渡海したことが知られる。

**質問 6：** 竹島渡海免許は発行した事例があるが松島渡海免許は発行された事例がないとすれば、日本が竹島渡海免許発行を理由に鬱陵島ではなく、独島を日本固有の領土だと主張する理由は竹島を鬱陵島附属の島に見ているからではないか？

質問 1 の下線部①及び質問 5 の検討で示したとおり、竹島渡海とは別に、松島渡海についても幕府の許諾を得ている。

**質問 7：** 江戸幕府が 1618 年に竹島渡海免許を発行した事が事実であれば日本人が対馬を通らずに朝鮮領鬱陵島へ行くことを禁止した 1614 年の両国間の協議後わずか 4 年も経ってない時点で日本の最高指導者が国家間の協議を違反するという非紳士的な行為をしたのではないか？

質問 2 の検討で示したとおり、1614 年の出来事は、対馬の宗家が鬱陵島入植を再度求め、朝鮮王朝が認められない旨の書簡を出したというものであり、1614 年に両国間の協議で“日本人が対馬を通らずに朝鮮領鬱陵島へ行くことを禁止した”ということではない。なお、幕府は、旗本阿部四郎五郎の仲介による大谷村川両家の竹島渡海申請を処理するに際して、対象の島が鬱陵島であるという認識を有していたことを示す記録はない。また、このとき対馬藩に照会することも行われていない。

**質問 8：** 竹島渡海免許の発行で免許の受領者は大谷、村川など二人の漁師の家門ではなく鳥取藩の藩主である松平伸太郎だったし発行回数は一回限りの一回用だったので大谷、村川漁師家が 1695 年まで最初の渡海を除いて約 70～80 年間鬱陵島へ渡海し漁業活動を行ったのは両国どちらから見ても不法漁労ではないか？

竹島渡海免許の受領者が藩主であったから不法漁労だという主張は、なにゆえそのような結論になるのか知らない。また、大谷村川両家は、数年ごとに將軍拝謁を許され、竹島で採集したアワビは干しアワビにして將軍家及び幕閣に献上する慣わしであった。この事実は、70—80 年間継続して幕府公認の下で漁労が行われたことを示している。

**質問 9：** 1637 年に村川一行 30 人が竹島での漁を終えて帰る途中、蔚山に漂流してきたとき倭館に駐在中の対馬藩官吏が“日本人が竹島に渡海する事は將軍の法に抵触する行為だ”と話したという事実は当時の日本官吏らも鬱陵島を外国領と認識していたとの証拠ではないか？

質問文にある引用文は、国立国会図書館所蔵の宗家文書中に見える記述「今程竹嶋ニ船渡リ申上候事 従公儀御法度様ニ承及申上候」である<sup>11</sup>。「従公儀御法度様ニ承及」は、「幕府から禁止事項だと承知している」という意味であるが、これは、このとき幕府に照会したということではなく、質問 3 で見た朝鮮国との国交回復時の竹島弥左衛門捕縛などの経過にかんがみ、対馬藩においては竹島（鬱陵島）渡海を御法度（禁止事項）だと（1637 年の時点で）理解していたことを示している。ただし、同じ文書に、村川船の乗員談として、13 年前に將軍から竹島（鬱陵島）が伯耆の殿様に遣わされ村川市兵衛に仰せ付けられて毎年渡海しているとの認識も記録されている<sup>12</sup>。いずれにせよ、このときも今日の竹島は話題に上っておらず、本件もまた竹島をめぐる領有権紛争の問題ではない。

**質問 10：** 日本は日本国民が外国に渡航する際、1604 年からは渡航地を明記する 1 回用の許可証として受領者名と渡航期間は明記されていない‘朱印状’を発行していたが 1637 からは受領者名だけ明記する 1 回用渡航許可証として渡航地と渡航期間は明記されていない‘奉書’という渡航許可証を発行したとの事だが確にそうだったのか？

外国に渡航する際の許可証の形式が、そのとおりであるかどうか知らない。ただ、竹島渡海免許と称されるものは、外国に渡航する際の許可証、外国との交易を行う許可証ではない。無人島である竹島（鬱陵島）の開発を行うための個別の申請——竹島の開発を独占的に行うため幕府の“お墨付き”を得るための申請——に対する許可である。

**質問 11：** 鳥取藩の藩主が 1693.6.27.江戸幕府に提出した鳥取藩報告書（便宜上第 1 次鳥取藩報告書）で“竹島へ渡海する朱印状はありません。松平新太郎が伯耆国の領主だった時に奉書が出ま

<sup>11</sup> 池内敏『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会 2006, p.271. 宗家文書『分類紀事大綱』附録（国立国会図書館デジタルアーカイブ、同書第 41 冊 55～64 コマ「深見弾右衛門古帳之写」、引用文は 56 コマ。）

<sup>12</sup> 「右之者共申候は拾三年前ニ従將軍竹嶋伯耆之殿ニ被遣候テ村川市兵衛へ被仰付毎年竹嶋へ渡り申候」宗家文書『分類紀事大綱』同上 60 コマ。



した。”と答弁したがそうであれば当時の日本は竹島を外国領と見ていたのではないか？

朱印はない云々は、外国へ渡航するわけではないことを示している。奉書というのは、質問 10 にある外国渡航のための特定の形式をもつ奉書（奉書貿易の奉書）の話ではなく、幕府の正式な文書——巻紙に書いた書簡などではなく奉書紙（二つ折りにした厚手の和紙）に幕閣が連署した重い形式の文書——による決定通知があったという意味である。

**質問 12：** 幕府が 1696.1.28.日本人に対する竹島渡海禁止令を発令した事実と朝鮮政府にも、これらの処置の結果を通知した理由は江戸幕府が鳥取藩主に竹島が日本の領地となったのはいつ頃からかと質問したことに対し、鳥取藩主が 1695.12.25.竹島、松島すべて日本の因幡、伯耆州に所属した事がないと松島を含めて報告した報告書（便宜上、第 2 次鳥取藩報告書）が原因となったのではないか？

元禄竹島一件（韓国でいう鬱陵島争界）に係る往復では、幕命を受けて対馬の宗家が竹島への朝鮮人の渡航禁止を求めたのに対し、朝鮮は、“自国の海禁は厳しく朝鮮領である鬱陵島でさえ国民の渡海を認めていない、貴界竹島へはなおさらである”とした。宗家が鬱陵島への言及を削るよう求めたところ、朝鮮は、“鬱陵島と竹島は同一の島である、鬱陵島は輿地勝覧に載せているとおり朝鮮領である”とした。ここにおいて交渉が行き詰まった。その後、質問 4 の検討で述べた経過により宗義真が幕府に対し交渉終結を進言し、幕府はこれを容れて渡海禁止を決断したのである。

ただし、幕府にとって、渡海を禁止する理由、特に朝鮮に対しどのように説明するかという問題があった。また、もし永年鳥取藩の領国の一部であったということであれば、一旦領土にした土地を返還あるいは割譲することになり、容易にできることではない。そこで、幕府（老中阿部豊後守）は、元禄 8 年 12 月 24 日（西暦 1696.1.27）鳥取藩江戸屋敷に、「因州伯州え付候竹嶋はいつの比より両国え附属候哉…」等のことを尋ねた。これに対し鳥取藩江戸屋敷は翌日、「竹嶋は因幡伯耆附属ニては無御座候…」と答え、「竹嶋の外両国え附属の嶋有之候哉并是又漁採ニ両国の者参候哉事」という質問には、「竹嶋松嶋其外両国え附属の嶋無御座候事」と返答した。

幕府は、この情報を得て、1696 年 10 月、朝鮮国の使者に、対馬藩を通じて、「竹島（往時の竹島＝鬱陵島）は因幡伯耆附属というわけでもなく、日本領にしたということでもなく、空島なので伯耆の者が渡航して漁をしていたに過ぎない、近年朝鮮人が来て両国民が入り交っているのはよくない、この島は朝鮮に近く伯耆からは遠い、よって日本の漁民が渡航しないように命じた」と伝えた。

以上が文献上確認できる“史実”である。なお、両国間の往復で現在の竹島が話題に上ったことはない。

## B. 独島編入について

**質問 13：** 日本は 1905 年の独島編入の理由については独島を無主地だと言ったが最近では固有の領土だと主張している。この二つの主張は相反するがどちらが日本の主張なのか聞きたい。

質問にある“無主地”云々は、1905年の領土編入閣議決定が、国際法上の領土取得方法（権原）の一つである先占に依拠していたこと（閣議決定の文章がそのような構成になっていること）を指しており、“固有の領土”云々は、例えば外務省のホームページに「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。」<sup>13</sup>とあることを指すものであろう。先にAの下線部①について述べたように、日本では多様な意見が自由に表明される。島根県の第一期竹島問題研究会の報告書は、基本的には1905年の時点で竹島が無主地であったとの立場で取りまとめられているもののようである。また、同じくAの下線部①の検討で述べたように、我々は外務省の見解を説明する立場にない。ここでは、(1)固有の領土という言葉は多分に政治的な用語であり法的な定義があるわけではないこと、特に、歴史的権原とか原初的権原といわれるものと同義ではないこと、及び、(2)歴史的に自国に属する土地に対して近代国際法上の領土権原を及ぼすことが可能であり時には必要でさえあることを指摘しておきたい。

(1) 外務省が「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です」と言い、韓国の外務省が「獨島は、歴史的・地理的・国際法的に明らかに韓国固有の領土です」（『韓国の美しい島 獨島』「1 獨島に対する大韓民国政府の基本的な立場」）と言う場合、「固有の」という言葉を除いても意味が変わることはない。「歴史的に」という意味で用いられているわけではないことは、「歴史的事実に照らしても、国際法上も」固有の領土（外務省）、「歴史的・地理的・国際法的に」固有の領土（韓国外務省）とあることから明らかである。結局、「固有の領土」という熟語があるわけではなく、「日本固有の」領土、あるいは「韓国固有の」領土、つまり自国以外の国のものではありえない、だんぜん自国の領土である、疑いなく自国のものである、というスローガ的な形容詞として用いられているといえる。

第二次世界大戦の戦後処理の文脈で、日本固有の領土という言葉に多少とも法的な意味合いを与えるとすれば、それは、もともとの領土、かつて外国領であったことのない領土、戦争等により得た領土でない領土ということである。カイロ宣言（1943.12.1 発表）で“やがて独立させる”とされた朝鮮のほか、同宣言に言及のある太平洋の旧委任統治領、台湾・澎湖諸島、「暴力及び貪欲により略取した他の地域」などは、ポツダム宣言、平和条約を通じて法的に日本から分離されたが、大西洋憲章以来連合国が自ら唱えた領土不拡大原則（カイロ宣言も「領土拡張の何等の念をも有するものに非ず」とする）のこともあり、“固有の領土”は日本に残された。竹島は、韓国の領土であったことはない——于山島は竹島（韓国でいう獨島）ではない（上記A③の検討へ）、1900年の勅令にいう石島が竹島（韓国でいう獨島）であることは証明されていない（下記質問19の検討へ）。竹島は、かつて一度も外国領であったことのない土地という意味において確かに日本固有の領土である。

(2) 17世紀に日本人が官許を得て竹島で経済活動を行っていたこと（上記質問1①及び質問5の検討）から日本に竹島に対する歴史的権原があるとする場合においても、そのことと1905年の領土編入は相反関係には立たない。一般に、或る土地に或る国が歴史的権原を有していても他国が当該土地を実効的に占有する、主権者としてふるまう（実力で占拠することと同義ではない）等の行為を行い、それに対して適時的確な対応を怠ると、主権が他国に移ってしまうことがある<sup>14</sup>。竹島については、1905年の時点で近代国際法上の領土権原である先占の法理を用いて編入

<sup>13</sup> 外務省HP「竹島の領有権に関する日本の一貫した立場」 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>>

<sup>14</sup> Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I.C.J. Reports 2008, pp.12-102. <<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf>> 参照。

措置をとることにより、また、その後の一連の行政権行使（実効的占有）により、歴史的権原が近代国際法上の権原で置き換えられた——あるいは歴史的権原が近代国際法上の権原により補強された——のである。

**質問 14：** 1870 年外務省の佐田白茅、森山茂、齋藤榮などが朝鮮実態報告書である朝鮮国交際始末内探書で竹島と松島は朝鮮の附属になったと報告しているがこの事実を認めるか？

佐田白茅らは、そのような報告をしていない。上記質問 1 の②の検討で述べたとおりである。佐田は、「竹島松島朝鮮付属ニ相成候始末」（“竹島松島が朝鮮付属になった顛末”）を調べてくるよう求められたのに対し、「此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之」「竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候処当時ハ以前ノ如ク無人ト相成」云々（“このことは、松島は竹島の隣の島で、松島についてこれまで掲載した書留もない”、“竹島については元禄の後しばらくは朝鮮から居留民を派遣していたが今は元のように無人島になっている”）と報告した。この「竹島松島朝鮮付属ニ相成候始末」という調査事項は、外務省が起案し太政官の決裁を受けた「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」に掲げられた調査事項には含まれていなかった。決裁後、誰かが追加したものと考えられるが、その経過を示す記録は見つかっていない。なお、朝鮮国交際始末内探書以外にも、佐田等の調査報告書、建議書の類がいくつか残されている。その中に「竹島一件」と題する調書がある<sup>15</sup>。これには、松島への言及はない。いずれにせよ、対馬や朝鮮に赴いて調査をしても松島については記録がなかったというのが調査結果であり、それは、先に述べたとおり元禄竹島一件（韓国でいう鬱陵島争界）で今日の竹島（韓国でいう独島）が外交交渉の対象になっていないことから当然であった。

**質問 15：** 1877.3.太政官は鬱陵島と竹島は日本とは無関で安龍福事件当時の外交交渉に従い朝鮮領であるため日本島根県の地籍に登載してはならないとする太政官指令文を内務省に下達しながら同時に官報（太政類典）に登載し同年 4.9.には島根県に下達した事実があるがこれを認めるか？

本件は、1876（明治 9）年 10 月島根県が「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」を内務省に提出し、1877（明治 10）年 3 月内務省が元禄竹島一件（韓国でいう鬱陵島争界）時の対馬藩の記録に基づき「竹島」は本邦無関係と判断して太政官の決裁を仰ぎ、同月太政官（右大臣）が「竹島外一島」を本邦無関係と指示したものである。ここでいう竹島は鬱陵島を指す。外一島は松島である。松島は、島根県の伺では 17 世紀に今日の竹島へ渡海していた大谷・村川家の記録に依拠しているので江戸時代の松島すなわち今日の竹島であると考えられる。ところが、内務省の太政官への伺文では「竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ別紙伺出取調候處該島之儀ハ」（“竹島の所轄のことについて島根県から別紙の伺が出され調査したところ、その島は”）云々とされており、外一島（松島）のことにまったく言及していない。内務省が竹島（鬱陵島）を本邦無関係と判断した根拠資料として太政官への伺に添付した対馬藩の記録は、もっぱら竹島（鬱陵島）に関するものであった。

<sup>15</sup> 「對州朝鮮交際取調書」14、『対韓政策関係雑件 明治二年日韓尋交ノ為森山茂、佐田白茅一行渡韓一件』外務省外交史料館所蔵外交記録 1-1-2- 3-2

内務省が島根県の伺を竹島（鬱陵島）に関するものと捉え、松島に言及がないことについて、第一の理解は、松島すなわち現在の竹島を、竹島すなわち鬱陵島の付属島嶼と考え、本島である竹島（鬱陵島）について調査すれば足りると考えたとするものである。この場合、内務省が竹島（鬱陵島）を本邦無関係と判定する根拠とした 17 世紀末の朝鮮国との外交交渉についても松島は竹島と運命をともにしたと判断したと考えることになる。しかし、内務省が太政官への伺に添付した対馬藩の記録には、例えば質問 12 が言及する鳥取藩と幕府との往復は含まれていない。したがって、第一の理解に対しては、内務省が松島を鬱陵島付属島嶼と考えたことの理由の説明が求められる。

内務省の調査や太政官への伺に松島への言及がないことに関する第二の理解は、竹島と松島がどちらも鬱陵島を指すと考えたからだとするものである。この時期 1876—1877 年には、武藤平学という人物が「松島開拓之議」（1876.7）を外務省に、齋藤七郎兵衛が「松島開島願書並建言」（1876.12）をウラジオストクの貿易事務官瀬脇寿人に、戸田敬義が「竹島渡海之願」（1877.1）を東京府に各々提出している。武藤のいう松島、齋藤のいう松島、戸田のいう竹島は、いずれも鬱陵島のことである——武藤の願の対象が鬱陵島であること、及び、齋藤の願は瀬脇から外務省に送られ（1877.4）これに対し外務省公信局長田邊太一が「松島ハ朝鮮ノ鬱陵島ニシテ我版図中ナラス 齊藤某ノ願意ハ許可スルノ権ナキ旨答フベシ」と指示したことは、上記質問 1 の③で述べた。戸田が鬱陵島を竹島と呼んでいるのは同人が島根県出身者であるからである。1881 年 11 月島根県が大屋兼助ほかの出願を取り次いで「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」を内務省・農商務省に出した際、内務省は、本件 1877 年の太政官指令を添付して外務省にその後日朝間の取極等により事情に変更があったかどうかを照会した。これに対する外務省の回答に「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀ニ付御聞合之趣 閱悉候 右ハ先般該島え我人民ノ渡航漁採伐木スル者有之趣ニテ朝鮮政府より外務卿え照会有之候付 査究候處」（“朝鮮国の鬱陵島すなわち竹島松島のことについてのご照会たしかに読みました。これは、その島へ日本人が渡航し漁採や伐木をするというので先般朝鮮政府から外務卿に問い合わせがあり、調査したところ…”）云々とある。そして 1889 年 3 月に日本人の鬱陵島への渡航禁止を指示した太政官の内務省に対する指令及び内務省の各府県長官への訓令には「日本稱松島<sup>一名竹島</sup>朝鮮稱蔚陵島ノ儀ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人妄ニ渡航上陸不相成候條心得」（“日本で松島と称し、竹島とも云い、朝鮮で鬱陵島と称する島については、昔兩國政府で取り決めたこともあり、日本人はみだりに渡航上陸してはならないと心得て…”）云々とある。先に A の下線部②について述べたように、19 世紀後半には鬱陵島を松島とする西洋の地図の流入により日本でも伝統的な知識に混乱が生じていたので、内務省の太政官への伺がもっぱら“竹島”に関するものであるのは、島根県からの伺がどうであれ“松島”もまた鬱陵島を指すと考えたのではないかということである。

第二の理解が正しければ、今日の竹島は太政官指令の対象ではない。第一の理解が正しいとしても、一連の往復は、政府内部のやりとりであって（島根県—内務省—太政官）、対外的に布告されたものではない。質問文に“同時に官報（太政類典）に登載”したとあるが、太政類典は、太政官の記録を後年執務参考用に編集したものであって、官報ではない。むろん外国（例えば朝鮮国）に向けて言明したものではない。したがって、政府がその後別の認識に至ることが禁じられるわけではなく、事実今日の竹島が他国の領土であったことがない以上（質問 13 へ）、同島を国際法上の領土取得方法に則り取得することが可能である。

**質問 16：** 1905.1.28.日本閣議が独島に所有者が存在しないから日本に編入させると決定した決定文は太政官判断の指令をわずか 28 年しか過ぎてない時点で歪曲し引っくり返したものである事を認めるか？

1877 年の太政官の判断は、関係資料を総合的に判断すると竹島（韓国でいう独島）に関するものではなく鬱陵島に関するものである可能性が高い（質問 15 へ）。また、竹島が朝鮮国、大韓帝国の領土であった事実はない。

**質問 17：** 日本は 1905.2.22.島根県告示第 40 号を制定し独島を日本に編入したと主張しているがこの文書が存在しないことはもちろん編入事実を官報などに宣布したこともない。これは朝鮮人が知らないように特定の日本官吏達の間で秘密に推進されたとのことではないか？

告示とは、公の機関が指定、決定等の処分その他の事項を公に知らせる行為又はその行為の形式の一種のことである。今日日本では国の機関の告示（処分その他の事項を公に知らせる行為）は官報に掲載することにより、県の告示（同上）は県の公報に掲載することにより各々行われるが、1905 年当時、島根県において、告示は、県下の市町村役場に通知することによって行われる例であった。秋鹿村役場に保管されていた島根県告示明治 38 年第 40 号（県が県の用箋に告示内容を印字し秋鹿村役場に送付したもの）が、一例として現在島根県竹島資料室に展示されている。質問文に“この文書が存在しない”とあるのは、告示を、行為ではなく何か特定の有体物のことであるとする誤解によるものであろう。

次に、質問文に“編入事実を官報などに宣布したこともない、これは朝鮮人が知らないように特定の日本官吏達の間で秘密に推進された”云々とあることに関しては、かつて日韓両国政府間の見解往復において、韓国政府の同様の指摘に対して日本政府が、領土編入閣議決定と所属府県の告示による方式は竹島に関してだけとられたものではなく南鳥島（東京府告示）など当時の日本の通例であったことを指摘したことがある。また、島根県の第三期竹島問題研究会のメンバーである山崎佳子氏によれば、竹島の領土編入は、『山陰新聞』1905.2.24 のほか、『地学雑誌』1905.4、折からの日本海海戦の関係で『読売新聞』1905.6.1 等でも伝えられている<sup>16</sup>。

法的には、先占の要件としての「領有意思の表示」が行われたかどうかの問題である。他国への通報は明示的な表示になるが（ただし通報は義務でない）、編入後の公然の行政権行使によって黙示的に領有意思が表示されることもある。竹島の場合、島根県告示による領土編入の公示が領有意思の明示的な表示として十分でないとして仮定しても、同島における漁業規制などの公然の行政権行使により、領有意思の表示がなされたと言える。

**質問 18：** 竹島（独島）を朝鮮領で表記した“日本海海戦図”を収録した 1924 年度日本の中等教科書“日本歴史地図”（明治書院）がその後もずっと発刊されていたし 1936 年日本陸軍参謀本部陸地測量部で製作した“地図区域一覧”でも日本列島と朝鮮半島の間にある鬱陵島と独島を一つの区域にまとめて朝鮮本土所属で表記したのは日本が独島を編入した事実がないか秘密に推進したと言うことを証明する事例ではないのか？

<sup>16</sup> 山崎佳子「Q35 一九〇五年の竹島の領土編入措置は、秘密裏に行われたのか」『竹島問題 100 問 100 答』（『Will』2014.3 増刊）pp.88-89.

質問文にある芝葛盛編、明治書院刊『日本歴史地図』所収の日本海海戦図には、「竹島（リヤンコルド島）」という島が描かれているだけで“朝鮮領”と書かれているわけではない。それを“朝鮮領で表記した”とするのは、索引に「竹島（朝鮮）」とあることを指している。第1期の島根県竹島問題研究会メンバーであった船杉力修氏の調査によれば、この地図帳の索引では、例えば長門の見島が「見島（石見）」となっている<sup>17</sup>。要するに、編集者が誤謬を直しきれなかったということである（一般にこの種の地図帳は、実質的なライターがいて、著名な研究者に編者を依頼することが多いであろうし、特に索引は、編者自身が作成することはなくスタッフが作成するのが通例であろうから、一概に芝葛盛氏の責任とも言えないであろう）。なお、他の教科書、例えば『最近統合帝国地図』14版（1915年）では索引でなく地図上で、竹島に「島根」と表記されていることが、同じく船杉力修氏によって指摘されている<sup>18</sup>。

「陸地測量部発行地図区域一覧図」は、地図番号の目録ないし索引の用をなすもので、縦長長方形の紙面に日本列島を描き、北西側の余白（日本海部分）に朝鮮と南樺太の分図を、南東側の余白（太平洋部分）に、千島列島、小笠原群島、南西諸島、台湾の各分図を掲載している。質問文に独島が“朝鮮本土所属で表記した”というのは、竹島がこの一覧図（陸地測量部作成地図の索引）上で朝鮮の分図に含まれていることを指すものである。この一覧図では、東京府に属する南鳥島が南西諸島のコーナーに掲げられていることから、行政区画上の区分よりも紙面上の配置スペースが優先されていること、陸地測量部1909発行の100万分の1地図「松江」に竹島が載っていること等が船杉力修氏によって指摘されている<sup>19</sup>。いずれにせよ、竹島は、1905年1月の閣議決定により島根県所属とすることが決定されている。地図帳の編者や（便宜を優先させた）陸地測量部の行為によって閣議決定が否定される道理はない。

**質問19：** 日本は1895年無断で景福宮に侵入し朝鮮の王妃を殺害する蛮行を行った。そして1904年には韓日議定書を強制締結した。これにより日本は朝鮮の領土を軍事上の必要に応じて自由に使用できるようになったし第一次韓日協約の締結以後は朝鮮の外交権を剥奪した。そして国のため日本に抵抗した朝鮮の義兵たちを逮捕し朝鮮の地で銃殺することができるほど朝鮮を無力化させた上で独島を編入させたのは事実ではないか？

竹島は、1905年以前も1905年の時点においても朝鮮国、大韓帝国の領土であったことはない——于山島は竹島（韓国でいう独島）ではない（上記A③の検討へ）、1900年の大韓帝国勅令で「石島」として鬱陵郡の管轄区域に入れたという議論もあるが、勅令にいう石島が竹島（韓国でいう独島）であることは証明されておらず、仮に証明されても実効的占有を欠く<sup>20</sup>。したがって、竹島の領土編入は、そもそも、保護国化などこの時代の日韓関係の展開と無関係である。なお、そのような時代背景にあっても韓国は当時、土地の払下げなど様々な事案に際し日本に対し申し入れをしていること、それにもかかわらず、竹島が韓国の領土であったならいっそう重大な

<sup>17</sup> 船杉力修「竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論——1905年編入後から1945年までの日本地図について(2)」『島嶼研究ジャーナル』3巻2号(2014.4.30)pp.111-118.

<sup>18</sup> 船杉 同上 p.116.

<sup>19</sup> 船杉力修「竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論——1905年編入後から1945年までの日本地図について(1)」『島嶼研究ジャーナル』3巻1号(2013.10.30)pp.89-105.

<sup>20</sup> 塚本孝「Q85 韓国の一九〇〇年の勅令で竹島は韓国の領土になったのか」『竹島問題 100問 100答』（『Will』2014.3増刊）pp.196-197.

問題であるはずの竹島領土編入に関しては申し入れをしていないことが、山崎佳子氏によって指摘されている<sup>21</sup>。

**質問 20：** 日本は 1905 年以前までの歴史で独島を公式的に日本の領土として記録した事実があるか？

歴史的に自国領であったとする日本政府の議論は、「近代国際法上領土取得の要件は、国家としての領有の意思、その意思の公示、適当な支配権力の確立である。しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時においては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる。」という理解に立脚している（A①へ）。質問文に、“1905 年までの歴史で”とあるが、開国前に今日の竹島において、他国に競合する領土主張がない中（朝鮮国にはこの島に赴いた記録さえない、安龍福の言動は朝鮮政府によって否定されている<sup>22</sup>）、幕府公認でアシカ漁等が行われていたことで、同島を領有するに足りる。開国後 1905 年までの期間においても、竹島には他国の国家権能が及んでいなかった。そのような島について日本は、実効的な占有を通じて国際法上、領有権を確実にしたのである。

---

<sup>21</sup> 山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」第 2 期島根県竹島問題研究会『第 2 期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』, 2012.3, pp.61-79. <<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/saishuhokokusyo2.data/06.pdf>>

<sup>22</sup> 塚本孝「Q82 安龍福が「日本の関白（将軍）に竹島を朝鮮領土と認めさせた」という韓国の主張は正しいか」『竹島問題 100 問 100 答』（『Will』2014.3 増刊） pp.188-189.